

不登校への支援
～ 未然防止・初期対応・自立支援 ～

不登校児童生徒への 支援の在り方について

不登校支援は、不登校に関する正しい情報や知識を得た上で、早期に適切な対応をすることが重要です。

学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、不登校に対する正しい認識を持ち、取組の一層の充実や改善に役立てられるよう、この資料を改訂しました。

宮城県教育委員会
令和3年8月

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- (1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- (2) 基本指針の位置付け
- (3) 基本的な考え方
 - 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ・魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ・不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ・不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ・不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと
 - ・就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮 等が必要
 - 夜間中学等における就学の機会の提供等
 - ・設置の促進や多様な生徒の受け入れを推進することが必要
 - 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施



2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- (1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - 魅力あるより良い学校づくり
 - いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- (2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ・状況の把握
 - ・組織的・計画的な支援
 - ・登校時における支援
 - 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ・特例校や教育支援センターの設置促進等
 - ・教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援
 - ・家庭にいる不登校児童生徒に対する支援
 - ・多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援
 - ・経済的支援
 - ・情報提供
 - 不登校等に関する教育相談体制の充実



3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- (1) 夜間中学等の設置の促進
 - 設置の促進：ニーズの把握、設置に向けた準備等
 - 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - 自主夜間中学に係る取組
- (2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ



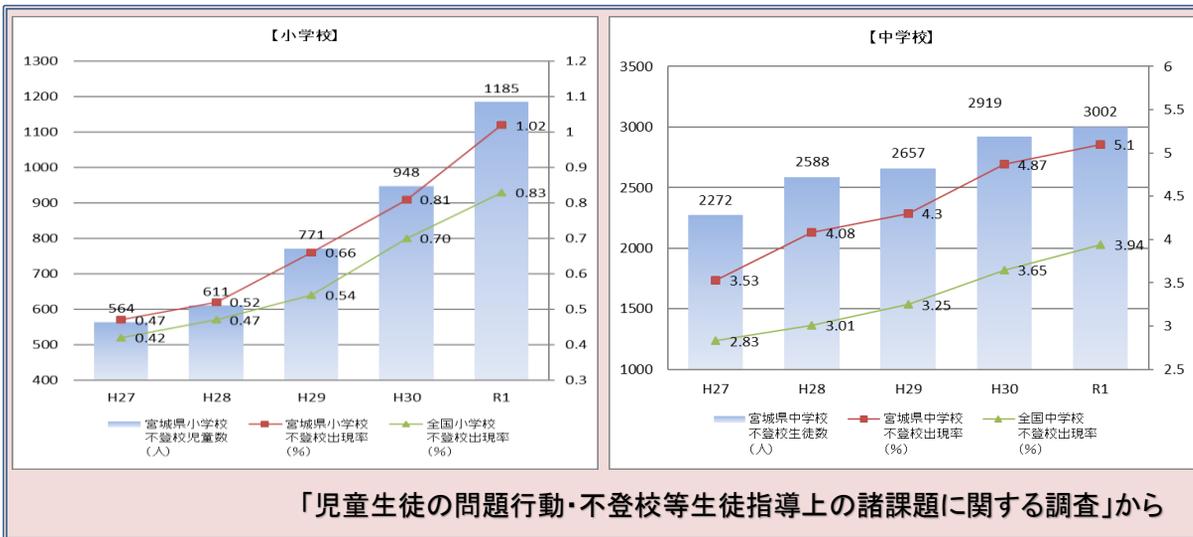
4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- (1) 調査研究等
- (2) 国民の理解の増進
- (3) 人材の確保等
- (4) 教材の提供その他の学習支援
- (5) 相談体制等の整備

宮城県の不登校の状況

宮城県の過去5年間における不登校児童生徒の推移

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」「宮城県長期欠席状況調査」の結果から、小学校、中学校ともに不登校児童生徒数が増加していることについては、危機感をもって受け止める必要があります。



不登校の要因・背景

- 令和元年度においては、小学校に於ける不登校のきっかけは「不安などの情緒的混乱」、「無気力」、「親子関係をめぐる問題」が多く、中学校では「無気力」、「いじめを除く人間関係」、「学業の不振」が多い状況です。
- 小学校における不登校継続の要因については「保護者意識」、「登校に不安」、「無気力」が多く、中学校においては「登校に不安」、「無気力」、「生活習慣の乱れ」が多くなっており、平成28年度調査からこの傾向は続いています。
- 中学校では、不登校のきっかけに学業に関わる要因が挙げられていることから、学習支援のあり方が重要です。



宮城県の不登校の特徴

(1) 欠席の態様について

- 小学校においては「月3~5日程度の欠席」が多く、ついで、好まない行事やトラブルが生じたときに「まとまって欠席」するケースが多く全体の5割を超えています。これらの児童の欠席日数は平均すると40日から70日程度であり、基本的に登校していることから、学校内の居場所づくりを一層進めていく必要があります。
- 中学校は、小学校と異なり「継続的に欠席」、「基本的に欠席・たまに登校」の生徒が全体の5割を超えます。これらの生徒の平均欠席日数は130日を超える状況にあり、学校内や学校以外の居場所をつくり、学びの機会・居場所を確保していく必要があります。

(2) 不登校児童生徒の改善について

- 改善が見られた児童生徒に有効だった働き掛けについては「家庭との連携づくり」や「教員の働き掛け」、「別室・放課後登校による個別支援」と回答している学校が多くありました。
- 長期にわたって不登校が続いている児童生徒が、主体的に社会的自立に向かうことができるよう学校・家庭・みやぎ子どもの心のケアハウス・けやき教室等・民間施設などが連携し多様な支援を行っていく必要があります。

不登校に取り組む3つのステップ

不登校を生まない取組

自立に向けた取組

1. 未然防止 (健全育成)

魅力ある学校づくり

休みはじめ

2. 初期対応

早期発見・早期対応

30日以上欠席

3. 自立支援

事後の対応・ケア

✓ 未然防止

- 温かな学級づくり(集団づくり)
- 子供同士や先生と子供の絆づくり
- 分かる授業づくり
- 小・中学校の連携
- 家庭との連携強化



✓ 初期対応準備

- 基本となる情報の収集
・欠席数、遅刻数 等
- 配慮すべき子供の把握
- 学級編製の工夫
- 学級開きの工夫



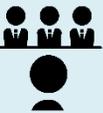
✓ 初期対応開始

- 早期発見
欠席した児童生徒への対応
- 教育相談の充実
- チームによる情報の共有
- SC等のアセスメント
- 早期対応(対応記録票作成等)



✓ 自立支援

- 指導体制の充実, チーム会議等
- 不登校児童生徒や家庭との連携
- 環境の整備
- 関係機関との連携
- 教職員の研修の充実



▲ これまでは、ややもすれば目の前で起きている問題への対応に目を奪われ、事後対応中心の取組になりがちでした。しかし、不登校を減らすためには、事が起きてから対応するという発想では、間に合わないこともあります。そこで必要になるのが、予防教育的な不登校への対応です。それは、大きく分けると、「1 未然防止」と「2 初期対応」に分けることができます。

「1 未然防止」は、すべての児童生徒を対象に、日々の授業や学校生活の中で、児童生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じられるような「魅力的な学校づくり」を進めることを意味しています。

「2 初期対応」は、前年度まで休みがちであった児童生徒を中心に、安易に休ませないための対応です。速やかに、早期発見・早期対応を行うための準備は、前年度の出欠席情報の収集から始まります。

上記の1と2を行っても、なお欠席が30日を超える児童生徒がいます。その先は、彼らの学びの場を確保するとともに、「3 自立支援」を行うこととなります。

次ページ以降でこれら3つのステップについて詳しく述べます。

3つのステップの実践

✔「不登校を生まない取組」の必要性

不登校を減らすために、

- 児童生徒のケアを手厚くする
- 教員対象にカウンセリング研修等を実施する
- 登校に向けて繰り返し働き掛ける



など、児童生徒のケアをするための数々の方策をとることは、大変重要です。確かに、働き掛けがうまくいき、登校する児童生徒が増え、不登校の数が減る場合もあります。しかし、必ずうまくいくわけではなく、かなりの努力をしても劇的に減るわけではありません。ケア中心の取組も大切ですが、これだけの取組ですと、今の不登校の増加を変えることは困難と言えます。その理由は、【図1】で表されます。平成29年度から平成30年度の宮城県の不登校児童数（仙台市除く公立小中学校）で考えてみます。

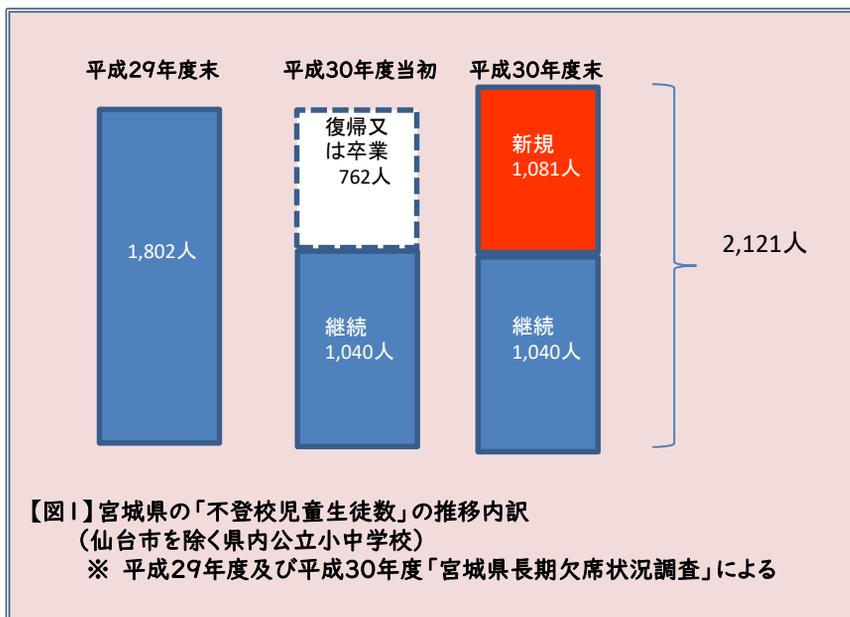
平成29年度の不登校児童数が1,802人でしたが、平成30年度当初には、学校や家庭、本人の努力等による学校復帰及び卒業等により762人減少し、1,040人になりました。しかし、平成30年度末には、減った数以上の新たな不登校児童生徒1,081人が生まれています。

このことから、教育相談等のケア中心の取組はもちろん大切で必要なことですが、不登校にさせない取組も重要で。各学校と教育委員会が一体となって、「新たな不登校を生まない取組」を行うことが、不登校児童生徒数を大きく減らすことにつながっていきます。

では、具体的にどのように取り組んでいけばよいのでしょうか。「不登校を生まない取組」は、大きく分けると

- 未然防止
- 初期対応

の2つに分けられます。



不登校を生まない取組

1

未然防止

不登校の未然防止に向け、「魅力的な学校づくり」を進めるということが大切です。これは、不登校だけでなく、いじめ等の問題行動等に対する共通した方策となります。

～「魅力的な学校づくり」の5つの視点～

1 温かな学級づくり



一人一人の居場所がある温かな学級をつくりましょう

- 先生が児童生徒を認め、ほめること
- 自己有用感や自己存在感を育む活動（係活動や委員会活動、職場体験活動 等）

2 子供同士や先生と子供の絆づくり



一人一人の子供の心を認め合う取組の推進と先生・子供の信頼関係の構築を図りましょう

- 日々の授業や行事等で、全ての児童生徒が活躍し、仲間意識を育てる活動の設定 等

3 分かる授業づくり



きめ細かい教科指導の実施や学ぶ意欲を育む指導の充実を図りましょう

- ねらいや課題の明確化
- 学習形態や指導体制の工夫
- 成功体験の創出 等

4 小・中学校の連携



小学校と中学校による情報交換と交流活動を積極的に行いましょう

- 情報交換会
- 体験入学 等

5 家庭との連携



家庭との連携を密にし、学校と家庭が一体となって不登校の未然防止に努めましょう

- 電話連絡や各種おたより、家庭訪問 等

不登校を生まない取組

2

「初期対応」について

✔ 子供にこんな様子が見られたら、すぐ対応を!



◆不登校予兆 9つのチェックポイント◆

- 1. 体調不良での遅刻, 早退が多くなってきた。
- 2. 月3日以上欠席があった。
- 3. 保健室に行くことが多くなった。
- 4. 給食の量が著しく減少(増加)した。
- 5. 学習意欲が低下した。
- 6. 特定の教科のある日に欠席・欠課がある。
- 7. 独りであることが多くなった。
- 8. 教室以外で過ごすことが多くなった。
- 9. からかわれたり, 仲間はずれにされたりすることがある。



✔ すぐに本人・保護者に様子を聞いてみましょう

(例)

本人へ

「〇〇だったけど, 何かあったの?」



保護者へ

「〇〇な様子が見られたのですが, 家庭ではどうですか?」

👍 ポイント1: 電話連絡

○電話連絡

・家庭の事情に考慮し, 望ましい時間帯に連絡

○学校支援

・保護者を不安にさせないように, 学校でできることをいくつか伝える。

例: 朝, 迎えに行きましようか。等

○子供へのメッセージ

・子供が電話に出られないときは, 保護者を通じてメッセージを伝える。

◆◇◆ 「初期対応」の流れ ◆◇◆

✔ 事前のアクション(4月初めまでの行動)

①「配慮すべき子供」を把握

・過去3年間の欠席・遅刻・早退の状況から, 配慮すべき子供を事前にピックアップしておく。

②学級編製の工夫

③学級開きでゲーム等も交えた自己紹介

④教育相談体制の充実



✔ 欠席したときのアクション

①情報の共有(対応チームの編成等)

・早期に対応チームを発足

例: 累積欠席数が3日になった時点で, チーム対応

②早期対応

・児童生徒が欠席したときの対応例

欠席1日目 すぐに電話連絡

欠席2日目 電話連絡もしくは手紙

欠席3日目 家庭訪問



・本人や保護者との対応, その反応等を記した個人記録票を作成

③週に1回程度の対応チーム会議の開催

👍 ポイント2: 家庭訪問

○子供に会えるとき

・すぐに学校の話せず, 趣味の話や世間話をする。

・一緒にゲームをしたり, 勉強を教えたりしながら, 同じ時間をゆったりと過ごしてみるのもよい。

○子供に会えないとき

・保護者を通して, 励ましやアドバイスを伝える。

担任からの手紙を渡してもらってもよい。

○保護者との面談

・一気に解決しようとはせずに, 具体的に今できることは何かを探る。

・家庭にやってほしいことより, 子供の良い面を伝える。

不登校児童生徒への支援

3

自立支援

これまで述べてきた「未然防止」、「初期対応」を行っても、なお欠席が30日を超える児童生徒はいます。その先は、彼らが社会的自立に向けて歩めるよう、次のように体制を整え、事後の対応やケアで「自立支援」を行います。不登校（傾向を含む）の子供への効果的な支援を行うために、学校内外のコーディネーター的な役割を果たす不登校支援担当を明確に位置付け、組織的に対応しましょう。

担任を支援する学校全体の指導体制の充実

学級担任が一人に対応することのないよう、校長の強いリーダーシップの下、教頭・学級担任・生徒指導主事・教務主任・学年主任・養護教諭・SC・SSW・相談員等が日頃から連携し、組織的に対応することが重要です。

SC, SSW等との効果的な連携協力

SC, SSW等と教職員が円滑に連携・協力していくために、研修等を通じて、それぞれの職務内容等の理解を深めることが大切です。

関係機関との連携による取組

日頃から、みやぎ子どもの心のケアハウスやけやき教室、民間施設の指導員等との情報交換を行うなど、積極的な連携が必要です。また、児童生徒が学校外の施設に通う場合であっても、丸投げにせず家庭訪問等により、状況を把握し、継続的に関わることが大切です。

連携

学校外の学習状況の把握と評価の工夫

学習状況を把握し、学習の評価を適切に行い、評価の結果を児童生徒や保護者等に積極的に伝えましょう。

個人記録票の作成

保護者や関係機関との連携等において活用することができる不登校児童生徒の「個人記録票」を作成し、活用しましょう。

記録・評価

学校内外のコーディネーター的な役割を果たす不登校支援担当の明確化

〈主な役割〉

- ・校内における連絡調整
- ・個人記録票の管理
- ・児童生徒の状況に関する情報収集
- ・学校外の関係機関との連携協力等

環境整備

養護教諭の役割と保健室や別室等の環境・条件の整備

児童生徒が安心して学校生活を過ごしていけるよう、保健室や相談室等、学校内の「居場所」を充実させましょう。

柔軟なクラス替えや転学等の措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因になっている場合、保護者の意見を踏まえつつ、十分な教育的配慮をした上で学級替えや転学を柔軟に認めましょう。

個別の支援個票 文部科学省例



児童生徒理解・支援シート(学年別Aシート)				
担任名(ふりがな)		管理職名		
作成年月日		作成者名		
追加年月日(追加者名)				
○児童生徒名等	名前(ふりがな)	性別	学校名	学年
○支援機関名等(校内・校外)	主な支援内容	支援機関名	連絡先電話番号	担当名
保健科				
家庭				
課外				
その他				
※詳しくは文部科学省のHPを参照				

資質向上



教職員の資質の向上

教職員は児童生徒に対する自らの影響力を常に自覚して指導に当たります。また、初期での判断を誤らないよう、関連する他分野(例: 精神医学, LD, ADHD等)の基礎知識等も身に付けましょう。

不登校についてのQ & A

Q1 不登校傾向が見られたら、まずどのような対応をすればよいのでしょうか？

A1 何もせず「様子を見る」のではなく、早期に適切な対応をすることが大切です。児童生徒とのふれあいの機会を増やし、話をよく聴くようにし、さらに保護者や他の教職員からの情報を収集するなど、まず児童生徒の状況を正しく把握することが大切です。また、学級担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応することが重要です。学校だけでは対応できないと考えられる場合には、不登校支援担当の教員等を介して、関係機関等による専門的な観点からの協力を得ることなどが重要です。

Q2 学校外の施設に通っている場合、どのように対応すればよいのでしょうか？

A2 児童生徒が学校外の施設に通う場合には、担任又は不登校担当の教員等、担当を決めて、当該施設に出向いて担当者と会うなどにより、児童生徒の生活や学習の状況を把握しましょう。その際に、児童生徒の学習課題の設定や本人が希望すれば学校復帰等について担当者と話し合い、連携をとることが考えられます。なお、児童生徒がその施設で行った学習成果等について、学校において積極的に評価し、通知票等に反映させることにより、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援することが大切です。

Q3 不登校になった児童生徒に対しては、登校を促してはいけないのでしょうか？

A3 登校への促しは、令和元年10月「不登校児童生徒の支援の在り方について」の通知の趣旨を十分理解するとともに、児童生徒の状況や不登校となった要因・背景等を適切に把握した上で行うことが大切です。不登校の背景には様々な要因がありますから、どのような不登校であっても、登校を促す、あるいは促さないなどの画一的な対応はよくありません。また、直接的に登校を促すことのできない状況にある場合であっても、あきらめずに児童生徒と関わろうとする姿勢を持つことが大切です。

Q4 家庭訪問は避けた方がよいのではないのでしょうか？

A4 不登校となった児童生徒の生活や学習の状況を把握し、本人や保護者が必要としている支援を行いましょ。本人が会うことを拒否するなど、強引に会うことを避けた方がよいような状況であっても、児童生徒を追い詰めない方法で、その児童生徒のことを先生が気に掛けていることを伝え続けることが重要です。多くの不登校児童生徒は、「そっとしておいてほしい」という気持ちと「放っておかれるとさびしい」という複雑な気持ちを抱いています。また、保護者も学校や進路に関する情報等、支援を必要としています。なお、会えないからといって訪問の回数を減らしたり、行わなくなったりすると、児童生徒は見捨てられたような気持ちになる場合もあるので留意することが重要です。